

## 公布された条例のあらまし

### ◇静岡県県有建築物長寿命化等推進基金条例

#### 1 制定の理由

県が所有する建築物の修繕等による長寿命化、建替えによる更新等に要する経費に充てるため、静岡県県有建築物長寿命化等推進基金を創設することとしました。

#### 2 内容

- (1) 基金の積立額は、予算の定めるところによることとしました。（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理の方法について定めました。（第3条関係）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れることとしました。（第4条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしました。（第5条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。